#### 総務産業常任委員会記録

日 時 令和3年4月27日(火曜日)15時00分~16時04分

場 所 議員控室

出席者 逢坂委員長、磯野副委員長、船本委員、阿部委員、工藤委員、森議長 オブ・ザ・ーハ・一 金木議員、平山議員、小寺議員、村田議員、舟見議員 事務局 豊島局長、嶋元係長

# 逢坂委員長(開会)15:00~15:00

それでは臨時会終了後で大変お疲れのところ、ただいまから総務産業常任委員会を 始めてまいりたいと思います。

本日の調査議題でございますが、再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基 準に関する条例案についてでございます。

この議件につきましては先般2月にも概略について一部説明を受けておりますが、 今回条例制定にあたりまして内容や中身等について再度詳しく説明をしていただき、 議事を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは早速ですが、担当課であります地域振興課の清水課長より説明よろしくお 願いします。

1 再生可能エネルギーの発電設備の設置及び運用の基準に関する条例(案)について

説 明 員 地域振興課 清水課長、佐々木政策推進係長

### 清水課長 15:01~15:02

本会議に続きましてお時間ありがとうございます。

再生可能エネルギー発電設備の基準に係る条例化につきまして、前回の委員会でもっと厳しい内容を規定すべきという空気を読み取ったところでありますが、基本的には国のほうで再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、導入を促進しているという前提の法律のもと、申請されました計画はどんどん認定されているような状況でありまして、現地を見ますと非常に不安になるところではありますが、法律に反する規定を市町村の条例で、ということにはならないというのが原則になります。

従いまして、前回説明した条例案よりも厳しい規定を盛り込むということにはなかなかなりませんで、ある程度にしかならないというようなことをまずご理解いただきたいというふうに思います。

それでは前回の2月17日にいただきましたご質問等を調べた内容につきまして、

担当の佐々木係長のほうから説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

### 佐々木係長 (15:02~15:08)

それでは私のほうから座って説明させていただきます。

お手元の資料の1ページから順にご説明いたします。

羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の制定に伴い、Q&AということでQ1としまして、発電事業者が事業を終了した場合は設備を撤去することとなっているが、撤去前に法人自体がなくなってしまった場合は誰が撤去するのかということに対しまして、基本的には勝手に撤去はできないというところですが、危険な状態にあるというような場合は皆さんご存知のとおり行政代執行というようなことで解体することは可能ということになっております。

もちろん法人がなくなっていなければ、その法人自体が撤去すること、もしくは行政代執行した場合にはその費用をその法人に請求することができるというようなことになります。

#### 次にQ2。

違反に対する命令等に従わなかった場合、公表のほか撤去命令等のルールはあるか ということに対しましては、経済産業省におきまして、それ以降の撤去命令等のルー ルはないということで確認しております。

経産省に対し申請のあった段階で、市町村の条例の有無を周知することとなっていることから、故意に虚偽の申請をしない限り条例違反とはならないと。

仮に、違反状態にあることを隠して申請して認定された場合、こういったことも可能性としてはあるようですが、その場合は経産省より判明した時点で改善するように求められまして、改善されなかった場合の1番重い措置として認定取り消しがあるということですけれども、撤去命令までの措置はないということです。

認定を取り消されることは事業者にとってもかなり厳しい措置ということで、経産省としては通常違反状態を続けるということは考えにくいという見解ということでございました。

また、条例の制定前に認定されて建設された発電設備につきましては、騒音ですとか悪臭、公害等の違反に対する基準は適用できますけれども、設置場所については適用されないということです。

あと、罰則の関係です。

罰金ですとか過料、その辺を調べましたところ、4月1日現在、146自治体が関係する条例を設置しておりまして、そのうち4自治体が罰則、過料の規定を制定しておりまして、大体5万円以下の過料というようなことがほとんどの事例でした。

Q3、法人設立後の経過年数や営業実態の有無など、法人の実態等に係る基準を町

の条例で付加して制限を加えることは可能かということにつきましては、地方自治法 第14条では法令に違反しない限り同法2条2項の事務、これは地域における事務及 びその他の事務で法律またはこれに基づく政令により処理されるものというものです が、これに関し、条例を制定できる旨が定められております。

しかし、再生可能エネルギー発電事業計画の認定事務につきましては、国の所管事務ということでありまして、地方自治法第2条2項に定められる町事務の範囲外となりまして、認定基準に対し自治体の条例で条件を付加することはできないということでございます。

こちらは弁護士に相談をして得た回答ということになります。

Q4、事故により町民に被害があった場合等に対応するため、保証に関する規定を 条例の中で定めることはできるのかということでございますけれども、一般的な事故 に対する補償という部分につきましては、設置者であります発電事業者ですとか、土 地所有者、これは設置前であれば所有者が保険に加入する必要があるというふうに考 えますけれども、Q3と同様に認定基準に対して自治体の条例で条件を復活すること はできないと思慮します。

参考に国のガイドラインでその辺の関係の記載がありましたので掲載しております。 発電設備の異常または破損等により近隣への被害が発生する恐れがある場合、また は発生した場合は自治体及び地域住民へ速やかにその旨を連絡するように努めること。 また、被害防止または被害の拡大防止のための措置を講じるように努めること。

被害が発生し損害賠償責任を負う場合、適切かつ誠実な対応を行うように努めることということと、事故が発生した場合、関係法令の定めに従い報告等の適切な対応を行うこと。

発電設備の破損、事故等が発生した場合、原因究明と再発防止に努めることという ふうに国のガイドラインのほうに記載があります。

次に3ページからは前回も概要をお話ししておりますので、条文の読み上げは省略させていただきますが、3ページからは条例案ということになります。

- 13ページからは施行規則の案ということになります。
- 17ページからは届出等に関する各様式類を30ページまで掲載しております。 説明につきましては以上です。

## 清水課長

一応前回の説明の中でですね、規則のほうで規定していた部分を条例のほうに持っていったという部分がありますけれども、相対では同じような作りになっております。

#### 逢坂委員長

ありがとうございます。

ただいま説明をしていただきましたので、これから質疑、回答等それぞれ受けたい と思います。

それぞれ発言については挙手をしてからお願いいたします。

それでは何かご質問等ございませんか。

船本委員

Q&Aの1番の関係なのだけれども、これについては会社がなくなってしまったら、相手方がいなければ最終的に自治体の負担ということになりますよね。相手がいるのだったら行政代執行して自治体のほうでやって関係者に請求はできるけれども、会社倒産しちゃって何もいないよということになれば、羽幌にも1つあるのだけれども、最終的には自治体の負担ということになるのですかね。

佐々木係長 行政代執行した場合はそのようになります。

船本委員なっちゃうのか。

佐々木係長 回収は非常に困難です。

森議長

関連して。なくなった場合はそうだとして、例えば先にA社という名目で申請して建ちました。それが現状であるかどうか判りませんですけれども、B社が結局そこの権利を買ったり所有が変わった場合、町のほうに報告等があり、町が把握できている状態にあるのかどうか。それに対してこの条例全部読んでないので対応できるような形になっているのかどうか。

佐々木係長

現状、現行のガイドラインでは、まず届け出することになっていますが、ガイドラインですのでなかなか出てきてないっていうのが実態ですけれども、条例の条文の中では変更に関することを届け出するようにしていますので、一応条例として義務化はしていますので、そういったことがあった場合は出てくるのかと思っています。

森議長

ちょっと聞こえづらかったので私のほうで改めて確認しますけれども、 所有者いろいろな形態があると思うのですよね。倒産してそこを買う 場合もあるかもしれないし、会社そのものが買収されて変わってしま う、名義が変わるといういろいろな状況の中で、町としては今建って いる全ての業者等に関して、設置者が分からないという状況は倒産以 外では生まれていないということで、今後も生まれる可能性はないというふうにそういう規定の中で。そういうふうに理解していいですか。 結果論として。

佐々木係長

今現在建っている風車につきましては、これまで全て確認しているわけではありませんので、法律では標識を設置することを義務付けられましたので、条例制定される前に一度全て確認して、国のホームページで公表されている一覧がありますので、そこと突合してどれが建っているのか建っていないのかという付け合わせはしたいなと思っています。

森議長

それは町のほうで期限切って、必ずそれを名前が変わってないかをチェックすると言う作業をするということですよね、今の説明は。私が先に言ったことの趣旨もそうなのですが、要するに所有者が変わった場合に届け出を義務化するということであれば、恐らく守らない悪質業者はどうしようもないですけれども、基本的に最初の条例の中に入っているということですよね。次のところなり、やめるところがやめますとか、次に譲渡しますとか、新しいところが買いましたという情報は常に来て、1件1件常に見て歩かなくても、ペーパー上でも確認できるという立て付けの条例になっているということで理解していいですか。

佐々木係長

ペーパー上で確認できるということにつきましては、国のホームページで認定された一覧がありますので、そこと突合せをすることで、実際に建っている風車とか、その認定されたどのものが建っているかという確認はできると思うのですが、条例の中で毎年確認するというようなことはうたってないのですけれども。

森議長

悪質業者が仮にいたとした場合は、そういうことでチェックしなきゃいけないと思うのですが、条例にも入っているというふうに説明があったような気がするので、転売なり何なり所有者が変わる場合に関しては、新しい所有者か旧所有者、両方なのかよく分かりませんけれども、そういう場合には所有者の移転を町に届ける義務みたいなことを条例の中に入っているのかということで、それが入っていてそれを重視する限り、それは入っているので問題ないとは思うのですが、入っているよって言ったけど、その後の説明が今ちょっとやり取りがうま

くいってなかったので、もう一回改めて確認したいです。入っている のであればどういう条例で何条のどこというのをちょっと教えて欲し いです。

佐々木係長

8ページの条例の第17条で、第3号発電事業の変更または中止ということで、これについては届出することになっております。それで規則が第4条、こちらのほうで様式を定めておりまして、この様式を使用して町長に報告しなければならないということとしております。様式第3号につきましては、19ページにある再生可能エネルギー発電設備の設置等変更・中止報告書というものになります。

森議長

これもあの、先ほどその違反等に対する命令等に従った場合うんぬんの中で、経産省にいうこれは改善ということではなくて、旧所有者のものでなく、次の所有者に対してかかるってことなのかもしれないけれども、いわゆる条例違反だから認定取消しがあるという、届出なしの場合それに該当するのですか。Q&A、Q2のAの部分、これ申請があったときのことですけど、申請をした後に持ち主が変わるっていうのは届出しなければならない。届出しないで持ち主が変わっていたりすることが判明した場合に関しては、条例違反をしているわけですから、届出をしてないわけですから、その場合に国のほうに届けて、国のほうとして認定取消しがあるということに合致するのですか。

佐々木係長

一番重い措置として認定取消しということがありますので、国として はその前に改善命令ですとかそういった部分は実施すると思いますけ れども、一番重い措置として認定取消しがあります。

森議長

しつこくて申し訳ないのですが、悪質業者ということが前提になると思うのですけれども、それは後段のほうに係長が説明していた、国のホームページとか見て歩くっていうのも1つですし、もう1つは国のホームページとかで、どういう仕組みになっているのか、見やすいのかどうか分かりませんけれども、定期的に見た場合にこうやって名前が変わっていますよというのを見つけた段階で、それはもう一定期間の猶予はあるにしても羽幌町条例に違反した形で勝手に名前を変えてているということになりますよね。それはいた人が経産省に言って、いわゆる羽幌町条例に違反していますよと、認定取消しするかどうかっていうのは経産省の判断でしょうけど、そういう流れになっている

という理解をしていいのでしょうか。

佐々木係長 そういう流れでよろしいです。

森議長 分かりました。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

船本委員

ちょっと勘違いかもしれないが、例えば聞いた話だが、Aという会社が国の許可を受けて、羽幌町に来て打合せしながら設置した。それをその業者というのはいろいろなそういうところに集まる場所があって、月1回か年何回か。やはりお金に余裕のある人がそういうものを買うのだと。そうしたら当然そこで名義変更すると思う。その場合には条例ではこの17条の条例のほうでは名義変更うんぬんという、所有者うんぬんという言葉は出てきていませんよね。どこかに出てきますか、条例の中で。それは町のほうで1番先に書類が出てきているから、どこの会社というのは分かるだろうけど、それから転売して所有権を移転したとなれば、分からないような気がするのだが。そういう手続きというのは条例か何かでできないのか。常にホームページを見ているわけにもいかないだろうし。その手続きをきちんとさせなかったら、あとで困らないか。昔の建てた会社の名前だけ町で押さえていても、移転した場合には必ず届出をするような形にしなくていいのか。

(休憩 15:20~15:20)

清水課長

我々考えていた部分は、Aという事業者がその場所でその発電設備を使って何十年間というスパンで発電するということ自体がその事業なわけで、それで実施する人の名義が変わったという部分もやはり事業の変更というふうに考えております。ただ、今分かりづらいというような意見も感触として持ちましたので、これはまだもう一度庁舎内の法規審査委員会にかける手前ですので、まだ変更可能なわけです。それらを踏まえて、もう少し分かりやすいように検討させていただきたいなというふうに考えています。

船本委員 分かりましたけれども、その事業と事業の変更、事業と所有者の変更 というのは全然違うような気がする。別の問題だと思う。そういうこ とで法規審査委員会にかけるなら課題として出して、分かりやすいような表現にしていただきたい。それと参考に聞きたいのだけれど、これに直接関連はないが若干関連があるのかなと思うので。羽幌町で町の土地を貸したと。羽幌の街の中に事務所があるということで、そこの住所で契約を交わしていると思うのだが、その事務所、全然店を持ったこともない、看板も1つもない、その業者というのは町のほうで不在なら不在で仕方ないが、本社の情報など情報は押さえているのか。羽幌町の住所しか分からないのか。

(休憩 15:22~15:26)

清水課長 所管のほうがうちの課ではないものですから、答弁はちょっと控えさせていただきたいと思います。

船本委員 大変失礼しました。担当課ではないところに質問をして。

逢坂委員長 ほかにございませんか。阿部委員。

阿部委員 まず1ページ目のQ2で、経産省においては撤去命令等のルールはないということで、認定を取り消すのが1番重いということになるのかと思うのですが、そういった中でも1番下の4月1日現在では罰則や 過料、罰金を規定している自治体もあるわけですよね。羽幌町としてはそこまで考えなかったのかどうなのかお聞きしたいと思います。

佐々木係長 罰則につきましては、条例で可能な罰則というものはあり、2年以下 の懲役もしくは禁錮ですとか、100万円以下の罰金ですとか、5万円以下の過料を課せる旨の規定を設けることはできるというふうには なっておりますが、罰則の制定をするには十分かつ慎重に検討して判断する必要があるというふうにされておりまして、ほかの法令ですと か条例等において、類似の違反行為に対して課しているそういったも のと均衡を図らなければならないということが一部の解説などにあります。そういったことからいきますと大半が公表で止まっているというところで、当町についてもそのような形で公表までと考えたということです。

阿部委員

他の部分との均衡を図るということで、今回規定していないということですけれども、罰則や罰金等規定している自治体というのは、それをしていることによって再生可能エネルギーの発電設備施設等が建つのが少し抑えられているとか、そういった動きとかというのはどの程度羽幌町としては知ってのことなのかお聞きしたいと思います。

佐々木係長

その動きにつきましては、4自治体5万円以下のということですけれども、これによって抑えられているというようなところまでは調べていないので分からない状況です。

阿部委員

分かりました。もう1つちょっと分からないので教えてもらいたいと ころもあるのですけれども、5ページの海洋再生可能エネルギー発電 設備というのは、一般的に海の上に風車が建っている洋上風力と同じ ようなことでいいのかをお聞きしたいと思います。

佐々木係長

海の上に浮いているだとか、固定だとか含めて海の中にということです。

阿部委員

その中で5ページの6番ですか、第5条の。景観であったり、漁業及び船舶の航行等に支障を及ばさないものとする。ただし、海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域に指定を受けたときはこの限りではないということで、それが指定されればそういった支障を及ぼしていたとしても建てることができるようになるのか教えていただきたいと思います。

佐々木係長

この促進区域の指定の関係ですけれども、こちらにつきましては洋上の指定の基準というのがありまして、その中で地域の条例ですとか、地域の承諾というかそういったものが入っていますので、漁業ですとかそういうとこに支障がある景観ですとか、羽幌でいえば海鳥ですとかともに支障があるということで、町として認めないといいますか、そういうことであれば促進区域の指定とはならないというふうに理解しています。

阿部委員

ということは、こういった再生可能エネルギーの発電設備を建てたい のだという会社等が来た場合は、漁業者さんであったり漁協組合であ ったり、あとは海鳥関係の方たちと必ず協議をしなければいけない。 そこである程度承認を受けなければ、こういったものを進められない ということでよろしいのかどうかお聞きしたいと思います。41:36

佐々木係長 経産省のほうにも確認しましたけれども、そのようなことで言っていましたので、その辺は確認しています。

阿部委員 あともう1つなのですが、こういった小型風車であったり、太陽光発電の設備等ができていて、その中で設置及び運用の基準に関する条例ということで案を出されましたけれども、どうしてもこういったものは環境を維持するだとかという話にセットでなってくると思うのですが、羽幌町の環境を守る基本計画でしたっけ、そういった部分との整合性というものは取れているのかどうかお聞きしたいと思います。

(休憩 15:33~15:33)

清水課長 環境を守るほうと今回の条例案につきましては、相反するといいます か、向こうは推進するほうですし、こっちのほうが規制することです ので、整合という言いかたがいいのかどうか分かりませんが、その辺 は辻褄が合うと思います。

**逢坂委員長** それでは他にございませんか。

磯野副委員長 6条では羽幌町全域にするとあるが、これは離島も含めてですか。現 状、公園法とか鑑みた場合に、離島に建てることは可能なのですか。

佐々木係長 まずこの条例、全域ということなので離島も含めてということで考え ておりますが、海岸から300ということでいくと、離島は入らない のかなと。現実的に可能かどうかということについては調べて回答し ます。

清水課長 いずれにしましても、発電して、送電して、売電するというのが目的 なものですから、多分島内で解決しないと商売にならないのだと思います。そういった意味ではちょっと規制したところで矛盾があるのか なという気は若干しています。

磯野副委員長 今はそうだけれども、将来的に例えば海底で送電線とか、洋上風力と かになったとき、いわゆる送電するということは、今後必ずそういう 解決方法が出てくるのだと思うのですが。

清水課長 そういうこともあろうかと思いますけれども、これはあくまで規制しようという条例ですので、そうなりますと逆に推進するようなスタイルになると思います。それは経産省のほうで認可しやすいような状態になっておりますので、そもそも建てやすいというか、そういった法律かなというふうに思っています。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

森議長 前回の中で、太陽光発電については難しいような、もともと対象にしていないようなニュアンス、明確な返事はいただいていないというか、そういうふうに理解してスタートしているような気がするのですけれど、経産省なんかが発表している再生可能エネルギー発電設備というのは、例えばここに書いてない太陽光、地中熱利用、様々なものが基本的にありますよね。羽幌町再生可能エネルギー発電設備というのは、普通こういう条例を作るときに「…とは、何と何と何を表す」みたいなことが明確にないと、これが入らないのか入るかというのは言葉の説明ではなくて、文章読んだときに分からなければならないと思うので、改めてバイオマスは名前が出てきていますけれども、この説明は何を指しているのかということを確認したいと思います。

佐々木係長 資料の3ページ。条例の第2条定義のところの第1号で発電設備の定義を掲げていまして、こちらが法律でいう第2条第3項に規定する発電設備ということになっております。この法律でいう発電設備とは何かということでいきますと、資料にはないのですが法律では次に掲げるエネルギー源をいうということで、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスと法律の中で定めがありまして、そこに対して対処するということで規定しています。

森議長 前回関わらないのではないかということで、これは明確にこの書きか たでも関わるということで、現実的に羽幌の太陽光があって、そこに ついても今後どういう形で今処理しているか分からないのですけれど も、例えば蓄電の部分が出てきたとかね、そういう場合に対するどっ か先のほうでそういう場合には住民に迷惑をかけないように保障しなければいけないのか、具体的なことも触れていたので、いずれにしても太陽光発電、その他国で規定していることに対しては、いわゆる町民に関わるような何かが起きたときにはどういう扱いをするというような、というように書いてあるので、当たり前のことだと思うのですが、改めて議事録に残るような形で確認したいと思います。

佐々木係長

対象とする発電設備、太陽光ですとか風力含めてですね、基準に反するようなことがありましたら、1番重い措置として国に進言することで認定の取消しまでは持っていけるというようなことになっております。

森議長

最後に、個人のものも同様に扱うというようなことが自家消費を主な目的とする設備、事業所以外に一般住宅等で自家消費を主な目的とする設備について条例に準拠した取扱いに努めるよう配慮するとなっています。太陽光発電は、結構屋根の上に今でもいろいろ建てています。あと、これは大臣の個人的な思いだと思うのですが、将来新築住宅の太陽光発電を義務化したいなんていう、いろいろな議論があるようですけれども、これ、先ほど太陽光発電もいわゆる条例に関わるということになれば、個人で自家消費を目的とする設備というのはそれも当たるのでしょうか。それで、今後建てるときには申請も含めた条例基準に従ったもの、既存の結構も何十件と建っていると思うのですが、それはどういうふうに関わるのか。関わるとすればの話ですけれども。その辺を確認したいと思います。

佐々木係長

自家消費を主な目的とする発熱設備につきましては、こちらも同様の 事業者が設置するのと同様の大きな規模ですとか、そういった場合は 条例でいう第1号ですね、そのただし書きで、一般住宅等で自家消費 を主な目的とする設備は除くということにしておりますので、自家消費を主な目的とする設備は除いておりますが、11ページ30条でこ の条例に準拠した取扱いに努めるよう配慮するものとするということ にしておりますので、事業者が設置するような大きな規模の発電設備 については設置しないように求めるというものです。

森議長

つまり、一般家庭の屋根に乗せているような太陽光というのは、第2 条第3項に関わる一定の基準があって、それ以上大きいものに対して は準拠するのであって、普通に屋根に何個か乗せているようなものは 関わらないということでいいですか。

佐々木係長 そういうことでよろしいです。

(休憩 15:46~15:49)

森議長

再生可能エネルギー発電設備については、特別措置法第2条第3項に 規定するようなものというような説明がありましたが、具体的にそこ いかなくてもですね、この2条あたりに再生可能エネルギー発電設備 とは何にあたるかということも明記したほうが分かりやすいと思いま す。一般的に知られているものについては風力発電と同じ、例えば太 陽光については具体的に数値も述べて、それが関わるのですよという ようなことのほうが、条例では分かりやすくなると思うので検討よろ しくお願いします。答えがあればお願いします。

佐々木係長

現段階の条例案には風力発電以外には具体的な数字は入っておりませんので、太陽光発電等10キロワット未満ですとか、そういった基準になる数字というものがありますので、できるだけ分かりやすいような表示にしたいということで検討したいと思います。

森議長 終わります。

逢坂委員長

ほかにございませんか。私から1点。Q&Aの4番、事故による被害ということで、条例では何もできないということで、先ほど来から補償についても話をしています。これは町のものを貸付けた場合には、町が当然中に入って事業者とやりとりをする。例えば個人が被害を受けたときには個人がその事業者とやりとりをする、というような国のガイドラインなのかをお聞きしたい。条例ではうたっていないわけですから、その辺はどういうふうになっているのかなと。個人的に被害を受けたときに自分でその事業者と交渉のやりとりをするのか、それとも羽幌町が相談に乗るとかいろいろな方法があると思うのですが、その辺の考えは全くないというか、このガイドラインには、条例には全くないので、あくまでも国のガイドラインでは努めるようにすることということ、個人任せという解釈になるのかなと思うのですが。その辺は羽幌町として再生可能エネルギーの条例を定めるにあたって、

あやふやな感じがするので、何かいい方法はないのかお聞きしたいのですが。

佐々木係長

発電設備の所有と、両方民・民ですと、やはり今の段階では事故などで町民に被害があった場合ということなので、そこにつきましては条例で何か規定するということになると、地域の特徴を取り入れたようなものでなければ弁護士に相談した件もあるのですが、画一的なものというか定型的なものというか、そういった保険に入るとか保証の関係ですとか、そういった部分も町の条例で独自に定めるというようなことになりますと、国で定める法律に基づいての認定ということですので、そこに制限を加えるというようなことになりますので、過剰な制限ということで条例での規定というのは難しいのかなと。ちょっと分かりにくいのですが、町の条例として規定を設けるのは難しいのかなというふうに今の段階では考えます。

逢坂委員長

説明は分かりました。例えば事故が発生して賠償責任が事業者のほうにあるという場合に、個人とその事業者としかないという解釈でいいのかどうか。何かいい方法はあるのか、私としてはちょっと聞きたいと思うのですけれども。賠償になると大変な状況だと思うので、資料には関係法令に従うとは載っているが、その原因究明だとか、そういうものはいいとしても、実際に事故にあって例えば亡くなったとかの場合に、個人対事業所という解釈でいいのか。ほかの146の自治体でもそういうルールなのか、それしかやってないということなのか。ほかもそうなので、羽幌町も特段やる必要もないということなのか。本当に事故にあったら大変な目に合うのかなと思うので、何かいい案がないのかなと思った。考えていただきたいと思うがどうか。

清水課長

委員長おっしゃることはよく分かるのですが、何とかいい案があればいいなと思うところです。しかし、これは所有権のはっきりしている、言ってしまえば工作物ですので、個人所有の工作物が原因で事故が起きたというところに関しまして、行政が関与していくのはなかなか難しいというようなこともありますので、何かいいアイディアがあればというようなことで押さえていただきたいなというふうに思います。

逢坂委員長 ぜひよろしくお願いします。

船本委員

例えばQ&Aの4番。これの関係は弁護士が答えたのかどうか分からないけれど、それと国のガイドラインも含めて今作る段階なので、今が1番大事なときだと思うので聞くのだけど、例えば実際に風車の羽根が落ちそうになっているとか、それか落ちて怪我したとか、どちらも事故に入るだろうし、発電設備の異常だとかいろいろなものに入ると思う。この場合どこにどうするのかといったら我々には分からない。資料で見れば自治体ということも出てきている。実際に羽幌町に言ってきた場合、町としてはどのような対応をするのか。

佐々木係長

第一には経産省のほうに連絡しまして、経産省のほうではそういった 不適切な状態にある場合は改善措置の命令を出すことになっています。 認定しているのが国ということもありますので、まずそちらから業者 と連絡を取るなりして、改善をしてもらうように依頼するということ になると考えています。

船本委員

そうなると先ほどから言っているように、例えば所有権の移転などが あったとしても、経済産業省のほうでは常時把握しているという捉え でいいのか。

佐々木係長 変更の届出については、随時出すことになっております。

船本委員

それは各関係町村、設置されている町村に経済産業省のほうから連絡が来ることになっているのですか。

佐々木係長

連絡が来ないのでホームページのほうで調べるしかないのですが、そ ちらもすぐということではなく、例えば今日ちょうど発表に載ってい たのですが、それは1月末の状況だったりするので、ちょっと時間差 はあります。

船本委員

風車関係なのですが、太陽光も含めてですが、何かあった場合これからだと思うのです。皆さんも何年か経ったら異動されるので、何か基本になるものといえば、条例とか規則とか要綱とか、そういうものしかないと思う。法規審査委員会で検討されると思うので、できるだけそこでも課題として投げかけて、みんなの意見も聞きながら後々新しい担当者が困らないような形に、5年、10年先にいろいろな問題が出るような気がするので、まず町民が困らないように、安全を守るた

めにもきちんとやってほしい。非常に危険なようなところもあります ので、ぜひ1つよろしくお願いします。

森議長

私の質問で1つ訂正させていただきます。今読んでいるうちに追いついて、先ほど太陽光に一切何も触れていないのではないかと言ったのですが、7ページの13条、太陽光パネルという表現が出てきてですね、それに関して光の角度うんぬんとかというのが出てきていますので、載ってないのではないかというのは私が読むのが追いついてなかっただけのことだったのは分かります。ただ、突然出てきますので、先ほど言ったことは私も訂正しませんので、具体的に明記して、それに対する施設については後で見ていけばどこかに出てきますよという建てつけにしたほうがいいかなと個人的に思いますので、ぜひ検討よろしくお願いします。答弁は結構です。

船本委員

太陽光という言葉が出てこなくて、条例の2条関係にほかのものが出てきている。やはりここで光害というのががここで出てくるなら、当然条例を作るとなれば、条例でこの2条関係について詳しく内容を書くのであれば、規則だとかそういうものに出てくるのではないかと思いますが、どういう考えを持っていますか。課長答えてください。

清水課長

先程の繰り返しになるかもしれないのですが、我々が一般的にこういう法律を引用するという癖といいますか、そういったものが一般的になっておりまして、これで分かりづらい、法律と並べてみなきゃ分からないわけで、それをこの条例を1個見れば全部理解できる格好にするほうが分かりやすいのだと思います。そういったことも含めまして、再検討させていただきたいなというふうに思います。

船本委員

国のほうから条例の準則だとかというものは来ていないですか。雛形みたいなもの。大体そういう形でみんな条例とか、何もないところから作るなら誰も作れないのだから。

清水課長 何もないです。

逢坂委員長

ほかにございませんか。ないようですので、本日はこれで終了いたします。条例案だけ一人歩きしないように皆さん注意していただきたいというふうに思います。大変ご苦労様でした。